

神戸シルバー大学院 研究報告 No.31

研究テーマ「食の安全とTPP」

平成 28 年 2 月

神戸シルバー大学院

「食の安全とTPP」グループ

神戸シルバー大学院 グループ研究論文

『食の安全とTPP』



メンバー:(SGS12期生)

池田 絹 伊藤容子 植杉修子

上原とも 川毛聡子 庄野清和 森寄一由

研究テーマ「食の安全とTPP」

目次

はじめに	2
第1章 TPPの歴史	3
第2章 TPPとは	6
(1) 危ない食品	6
(2) 情報隠しの秘密交渉	9
(3) ISDS条項	9
(4) 重要5項目	10
(5) 遺伝子組み換え食品	11
(6) 残留農薬	13
(7) 検疫所の裏側	15
(8) 自民党公約	22
第3章 TPP交渉の最新情報	23
第4章 食の安全	26
第5章 食品表示	29
第6章 学習記録	32
第7章 学習のまとめ (私たちに何ができるか)	34
第8章 参考文献および参考ウェブサイト	36

はじめに

我々がテーマを選んだ理由

- ① TPP後の輸入食品の問題点は何？
- ② 後世に安全な食文化を伝えよう
- ③ 輸入食品は安全？
- ④ 愛する家族を守るための食の安全を守ろう！
- ⑤ 添加物、残留農薬、輸入食品の検疫は大丈夫？
- ⑥ 食の安全の事件、事故が大きな社会問題
- ⑦ 日本の食料自給率は大丈夫？

- (1) 私達の日々の生活の中で衣食住の食のことを大切に生活してきた。買い物に行くと食品の原材料名、賞味期限、保存方法や産地等をチェックしてきたが、SGSで”さらに学んで次世代のために”を実践するようになって、添加物、残留農薬、輸入食品の検疫など多くのことを知り、食の安全に対する関心が強くなってきた。
- (2) 輸入品による食の安全を脅かす事件、事故が大きな社会問題となり、世界でも有数の「食の安全国」である日本の食に対する信頼を揺るがすようになった。残留農薬、ポストハーベスト農薬、遺伝子組み換え食品など、ほんの50年前には人類が経験したこともない食べ物が氾濫し、我々の子孫の将来は大丈夫だろうか。
- (3) 今までTPPについての報道に深い関心を持たなかったが、TPPにより押し寄せてくる外国産の食品により我が国の農水産業が脅かされ、日本の食料自給率39%がますます下がるのではないかと気がかりになった。
- (4) TPP関連協定も研究に含め理解を含めたい。

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）、2以上の国（又は地域）の間で、自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）の要素（物品及びサービス貿易の自由化）に加え、貿易以外の分野、例えば人の移動や投資、政府調達、二国間協力等を含めて締結される包括的な協定をいう。

物品貿易に係る自由貿易協定については、世界貿易機関（WTO）のGATT24条においてその要件が定められており、

- ① 構成国間の実質上全ての貿易について妥当な期間内に関税等を廃止すること
- ② 域外国に対する関税を引き上げないこと

という2つの要件を満たす場合に限り、最恵国待遇（すべての加盟国に対し無差別待遇）を基本とするWTO原則の例外として認められている。

以上の様なことから自分たちの狭い世界だけでなく、SGSのグループ研究を通じて外に向けてもっと多くのことを学び、TPPが合意されようが否決されようが、「私たちに何ができるか？」をグループメンバーと共に研究し求めていくことにした。

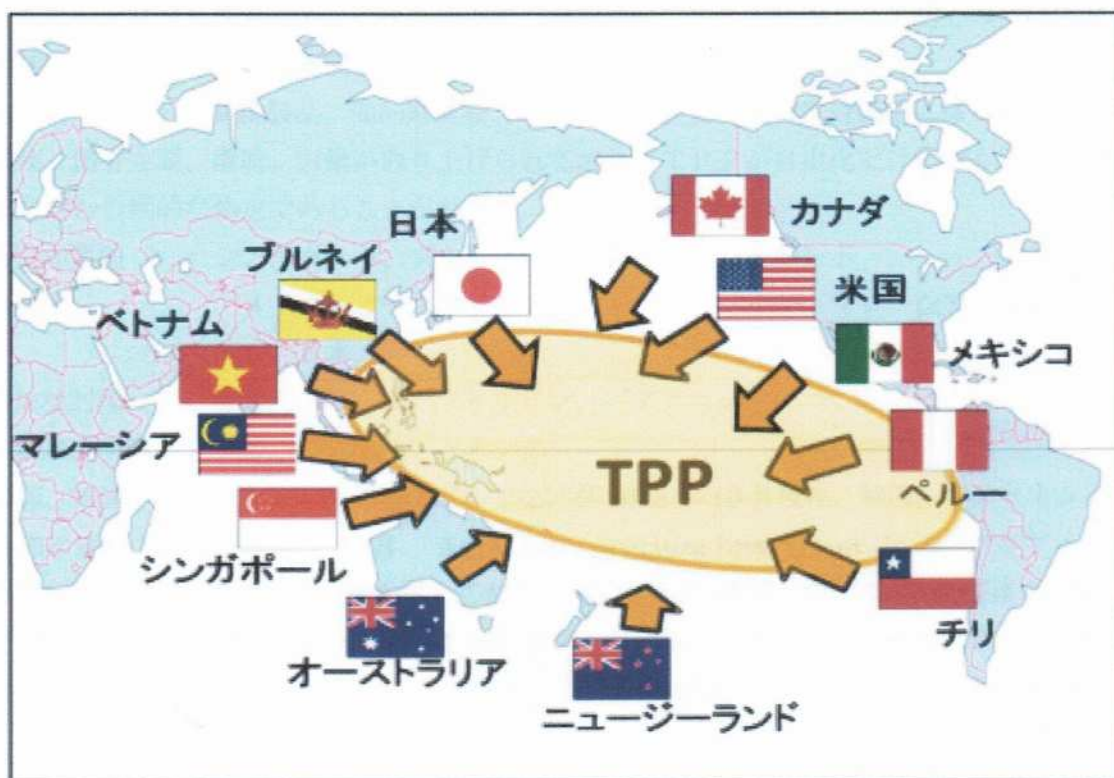
第1章 TPPの歴史

2006年	シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイから成る「P4」(パシフィック4)と呼ばれるEPAが発効。
2008年9月	米国が参加交渉開始意図表明。
2010年3月	米、豪、ペルー、ベトナムを加え8カ国で交渉開始。 名称がTPPとなる。 同10月 マレーシアが交渉参加。計9カ国に。
2011年11月	日本、カナダ、メキシコが交渉参加に向けた協議開始の意向表明。
2012年10月	メキシコ、カナダが交渉参加。計11カ国に。
2013年7月	日本が第18回交渉会合に参加し計12カ国に。
2015年9月30日 から10月5日	アメリカのアトランタで開催された会合でTPPについて大筋合意した。
2015年10月20日	日本政府は大筋合意内容を発表した。

TPPの最大の恩恵は、加入する国々の日本製品への関税が撤廃されることによる貿易の自由化である。

一番の懸念は農作物で、食料自給率が低い日本では、多くの農産品や畜産品をアメリカ・オーストラリア・ニュージーランドなどのTPP参加国から輸入している。

国内関税の撤廃により、日本国内の農業者や畜産業者は、いっそう厳しい競争にさらされることになる。TPP交渉は秘密だったので、今後、具体的内容が明らかになるにつれ、特に生産者からの反発が起きることも予想される。



TPPとは、Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement（環太平洋戦略的経済連携協定）の略である。

2006年1月1日に加盟国間の全ての関税の90%を撤廃。製品の貿易、原産地規則、貿易救済措置、衛生植物検疫措置、貿易の技術的障害、サービス貿易、知的財産、政府調達（国や自治体による公共事業や物品・サービスの購入など）、競争政策を含む自由貿易協定の全ての主要な項目をカバーする包括的な協定となっている。目的の一つは、「加盟国の戦略的提携によってマーケットにおけるプレゼンスを上げること」である。

太平洋を取り巻くアジア諸国、オセアニア諸国、北米・中南米諸国が参加して自由貿易圏をつくり、ヒト・モノ・カネを一層活発化させる構想である。

TPPの前身は、P（パシフィック）4協定と呼ばれた小規模な貿易協定で、2006年5月シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4ヶ国で発効した。その後2009年11月、オバマ米大統領が参加を表明し、注目を集めるようになった。

2010年3月、P4協定参加国に、アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナムを加えた8ヶ国で交渉がスタートした。なおTPPと呼ばれるようになったのはこのときからである。

2010年10月にはマレーシアが交渉に加わり、参加国は9ヶ国になった。日本はというと、臨時国会における所信表明演説で当時の菅直人首相が交渉参加の検討を表明した。しかし、与党内で十分な議論を行っていなかったため、「唐突だ」と猛反発を招いた。

2011年3月、東日本大震災が発生し、日本経済は大きな打撃を受けた。このため5月、当初予定していた6月の交渉参加の先送り、そして同年11月、ハワイで行われたAPECにおいて、野田佳彦首相が交渉参加の意思表示を行った。このとき同時にカナダ、メキシコも参加を表明した。その後カナダとメキシコの参加が正式決定し、両国ともに交渉参加の方針を表明した。

日本でのTPPの最大の争点は農産物市場の開放問題である。しかし、米国その他のTPP交渉参加国にとって農産物市場開放は数多くある争点のひとつである。

他の争点として、繊維製品、知的財産権、サービスと投資、投資家対国家に係る紛争解決、資本規制、国有企業、環境、労働が取り上げられており、TPPが自由化だけでなく経済ルールの構築を含む包括的な協定であることがわかる。

現在加盟国 シンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランド

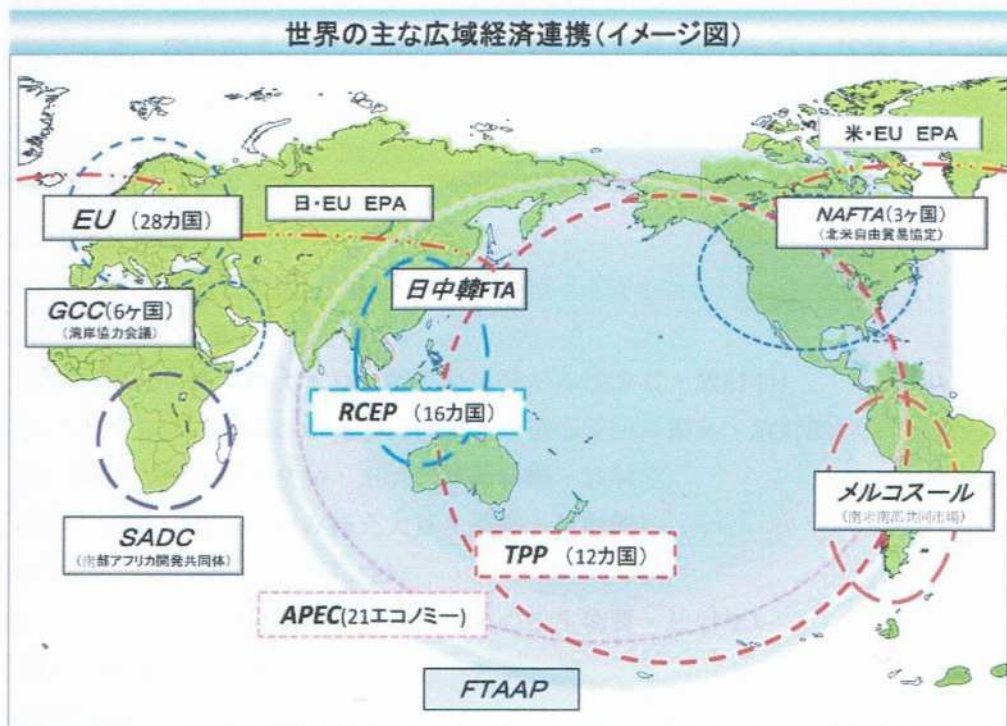
交渉国 アメリカ、オーストラリア、ベトナム、ペルー、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本

参加検討国 台湾、メキシコ、フィリピン、パプアニューギニア

不参加表明国 中国、韓国、インドネシア

中国、韓国、インドネシアの今後は定かでないが2015年10月現在、韓国、インドネシアは将来参加の意向である。中国はAIIB Asian Infrastructure Investment Bank（アジアインフラ投資銀行）という国際金融機関を主導しており、中国のほか、韓国、東南アジア諸国連合(ASEAN)など57か国が参加している。資本金は500億ドルとされ、中国が最大出資国になると見られている。中国が参加していないTPP、日米が参加していないAIIBの対立構図は今後目を離せない。

世界の主な広域経済連携



2

広域経済連携（メガFTA）の意義

- 新たな国際通商秩序：（例えば・・・）WTO＝法令、FTA＝契約
- 広域経済連携（＝まちづくり協定のように多様なルール）通商協定を超えた包括的ルールの確立
- 二国間FTAと違い、締約国の数と多様性（資源国から生産国、消費国まで）からグローバル・サプライ（バリュー）チェーンに与える影響大。（原産地規則等）
- 特に、基幹部品生産国、サービス供給国である我が国にとってメリット大。

RCEP:(Regional Comprehensive Economic Partnership の略)東アジア地域包括的経済連携

TPP:(Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement)環太平洋戦略的経済連携協定

TTIP(The Transatlantic Trade and Investment Partnership):環大西洋貿易投資パートナーシップ

○世界の FTA 数は 2013 年 7 月 1 日で 252 件。2000 年以降、2001 年を除いて毎年 10 件以上発効

○WTO の停滞を受けて、TPP, RCEP, 日 EU, TTIP (米 EU) の 4 つのメガ FTA が始動。日本の TPP 参加がメガ時代の引き金になる。

○TTIP が世界シェア 45%。TPP, RCEP, 日 EU は各々世界の約 3 割。日本が参加する 3 メガ FTA 合計で、GDP シェア 79.4%、FTA カバー率も 73.5%となり、FTA におけるプレゼンスは一気に拡大。

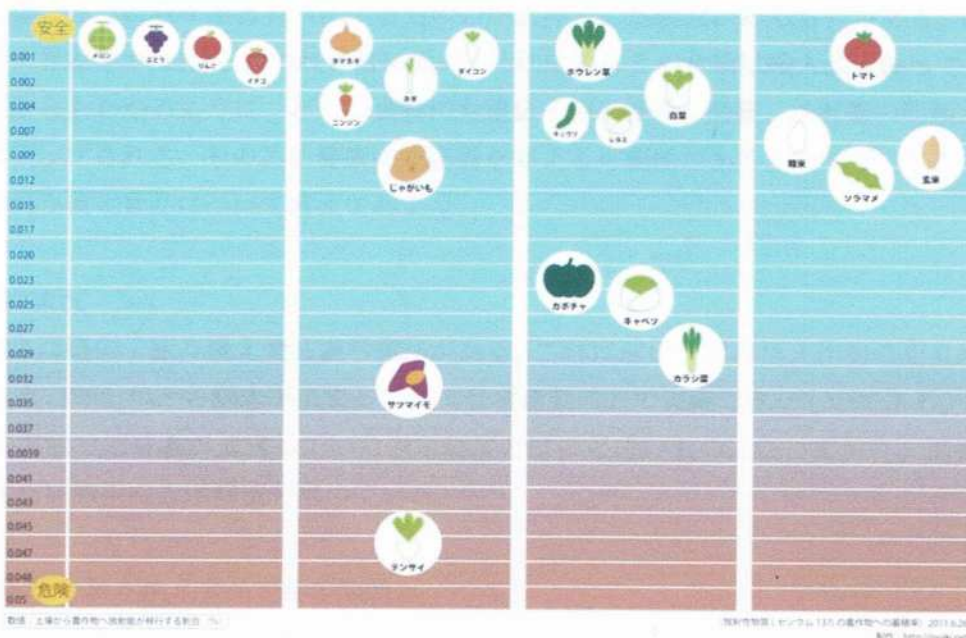
第2章 TPPとは

我々はまだ TPP とは無縁の生活をしているが、TPP が発効されようが、否決されようが危ない食品、秘密交渉、ISD 条項、遺伝子組み換え食品、残留農薬について、今後も大いに問題点を含んでいると考えている。この章ではそのあたりについてまとめた。

(1) 危ない食品

- 水（放射能・水道水のトリハロメタン・ミネラルウォーターのカビ）
- 食塩〔放射能〕
- 米（残留農薬・放射能）〔遺伝子組み換え〕
- 小麦（農薬）〔遺伝子組み換え〕
- 豆類（遺伝子組み換え大豆・輸入品の発がん性カビ・放射能）
- とうもろこし（輸入品の発がん性カビ・遺伝子組み換え・放射能）
- 油（遺伝子組み換え食品・トランス脂肪酸・放射能）
- 味噌・醤油（遺伝子組み換え大豆・農薬・放射能）
- 砂糖（人口甘味料の発がん性）
- はちみつ（アメリカ腐蝕病対策のための抗生物質・放射能）
- 野菜（農薬・放射能）
- 果物（農薬・ポストハーベスト・ワックス・放射能）
- 海産物（放射能・養殖魚の抗生物質・大型魚の重金属汚染・遺伝子組み換え鮭）
- きのこ類（放射能）
- 肉（放射能・BSE 牛肉・抗生物質・遺伝子組み換え飼料）
- 牛乳（ホルモン剤・抗生物質・放射能）

放射能を取り込みやすい野菜



生活と放射能と図解 <http://d.hatena.ne.jp/natsukisato/20110626/1309060071> より

このイラストは、セシウム137のみを取り扱った図で、注意点として、農作物の放射能による危険性は放射性物質（セシウム137）の移行率だけではなく、地形、天候、風向き（飛散状況）、土の質や栽培条件によっても度合いは異なる。

今の所、データの数が限られている。

例えば、福島の事故により大気中に放出された放射性物質による農作物への影響は、事故後

しばらくは、間放射性物質を含む降下物の付着が主であった。

その後、降下量が減少してきた。農作物を植えるとき、上層と下層の土壌が混合される。今後、食品安全の観点から、土壌に含まれる放射線物質が、根から吸収されることに、注目する必要がある。農作物は、セシウム以外にも吸収するので、

実際の人体の影響は数倍あるかも知れない。

実際の人体の影響は数倍あるかも知れない。

実際の人体の影響は数倍あるかも知れない。

実際の人体の影響は数倍あるかも知れない。



下記出典をもとに作成

図5 人への放射線線量の経路

[出典]Lynn R.Anspaugh,Environmental Consequences of the Chernobyl Accident and their Remediation:Twenty Years of Experience,Chernobyl conference,Vienna,6-7 September,2006,p.62

●自給率

上記のように我々が毎日口にするものの中に非常に危険性があるものがある。日本の場合の自給率が39%と言われ非常に低い。それ故に毎日の食物は輸入品に頼っている。上記からもわかるように、どんな食物にも遺伝子組み換え、農薬、放射能の問題がクローズアップされる。その為に健康に悪影響を与える可能性がある。そこで、ここでは遺伝子組み換え食品について考えてみよう。

日本での状況

○日本には遺伝子組み換え食品表示義務がある。これは遺伝子組み換え作物の商業栽培が始まった1996年から懸念が高まって、消費者運動の力で実現できたものである。しかし、その実態は消費者が要求していた表示制度とはほど遠いものになっており、消費者運動はさらに厳格な表示制度を求めている。

日本の遺伝子組み換え食品表示の問題点

○日本のGM食品表示は8種類の農産物とその加工食品だけ

日本では表示義務の対象となるのは、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、モヤシ、

綿実、アルファルファ、てん菜やパパイヤの 8 種類の農産物と、これを原材料とする 33 種類の加工食品だけである。一方、EU ではスーパーなどの販売店のみならずレストランでの表示も全品目義務付けられている。

対象とならない遺伝子組み換えは表示しなくていいので、たとえば遺伝子組み換え納豆菌を使った納豆は大豆さえ遺伝子組み換えでないものを使っていれば、大豆だけ「大豆(遺伝子組み換えでない)」と表示される。消費者は知らない間に遺伝子組み換えを食べることになってしまう。

この 8 種類以外の農作物の場合は遺伝子組み換えでない、という表示を日本政府は禁止している。承認しているのはこの 8 種類だけだから、ということであるが、遺伝子組み換えか組み換えでないかの選択は消費者にとって重要であるので、表示してはいけないという政策には納得がいかないものである(米国には遺伝子組み換えでないラベルが存在している)。

○醤油などは表示義務なし

しかも、醤油、大豆油、コーンフレーク、水飴、異性化液糖、デキストリン、コーン油、菜種油、綿実油、砂糖は、表示が不要とされている。トウモロコシや大豆から作ったこれらのものの多くは、現在日本では多くが遺伝子組み換えを含んでいると思われるが、それは表示する義務がないのである。

日本の菜種油はそのほとんどが遺伝子組み換えを原料としており、そうでないものは生協やこだわりのある生産者から買わない限り、買うことができないのが現状である。

○家畜の飼料も表示対象ではない

豚肉、牛肉、鶏肉などはどうだろうか？ 遺伝子組み換えの餌を使っているかどうか、これもまた表示義務がない。遺伝子組み換えの餌で育った肉を食べることは間接的に遺伝子組み換え大豆やトウモロコシを食べることになるのであるが、表示義務がないので、その肉がどんな形で作られた肉なのか、現在は消費者は知る術がないのである。

○高い混入率を認める

「遺伝子組み換えでない」の表示でも、重量で 5%未満の遺伝子組み換え作物の混入が許されている。EU の 0.9%未満に比べて大幅に高いものとなっている。そのため、日本で遺伝子組み換えでないとして売られている同じ食品がヨーロッパでは遺伝子組み換え食品として売られているケースがある。

○原料の上位 3 位のみ

遺伝子組み換え農産物とその商品の原料の上位 3 位以内、全重量で 5%を超えなければ遺伝子組み換えを使っても表示しなくてよいとされている。食品添加物などは遺伝子組み換えを使っても消費者には知らせる必要がないことになる。

○日本は遺伝子組み換え輸入大国

なぜ日本の遺伝子組み換え食品表示はここまで甘いかというと、日本は世界で最大級の遺伝子組み換え輸入大国である現実を隠すためであると言えるだろう。もし、厳格な食品表示をしてしまえば多くが遺伝子組み換え食品として表示されることになり、消費者の反発を生むことになるだろう。

残念ながら日本は大量の遺伝子組み換え作物を主に米大陸（アメリカ、カナダ）から輸入している。推定であるが、大豆、トウモロコシ、ナタネのほとんどが遺伝子組み換えになっていると言われている（2010年のデータで大豆75%、トウモロコシ80%、ナタネ77%）。日本政府は毎年、多数の遺伝子組み換え作物の食用、飼料用などに承認しており、耕作にもすでに98種を承認している（2014年1月27日現在）。その中には他の国では禁止されているものがあり、最近では米国や南米で大反対されている枯れ葉剤耐性の遺伝子組み換えなども含まれている。残念ながら、こうした実態を日本のマスメディアはまず報道しない。

日本がこうやって遺伝子組み換え作物を消費者に気がつかないように消費していることは日本の消費者の健康を損なっているだけでなく、国外での遺伝子組み換え作物の生産を進め、広い地域で大きな問題を作り出すことにつながっているのである。

(<http://altertrade.jp/alternatives/gmo/gmojapan>) より

このように日本では欧米と比べほとんど輸入食品は遺伝子組み換えのものを輸入している。

また、農薬にはネオニコチノイド系（神経、殺虫剤）農薬は規制なしに使用されている。この10年間で、使用量は3倍増加している。

(2) 情報隠しの秘密交渉

TPPにおける情報はほとんど出てこない。すべては推定の域でしかわからない。

交渉の中身は秘密。

交渉の文書は協定発効後4年間は秘匿されるので情報は後になってしかわからない。

(3) ISDS条項 (Investor-State Dispute Settlement)

TPPに含まれるISDS条項とは端的に言えば投資家が不利益を被りそうになったとき、相手国政府を訴える権利を保障する制度である。もともとは司法制度が未熟な途上国に先進国の企業が進出するケースを想定して投資協定に盛り込まれるようになった。当局の不当な規制などで不利益を被ってもきちんとした司法判断を仰げないという事態を避けるためである。ISDSがあるから安心して企業が世界中で投資でき、それが受け入れ側の途上国の経済発展にもつながるという目的で条項が作られた。従来は貿易や投資をめぐる紛争は伝統的に国と国との間で争われていた。

過去、米国企業が29件、カナダ企業が15件、メキシコ企業が1件それぞれが提訴。このうち米国企業だけ勝訴、米国企業は無敗である。

今は世界企業の利益確保のための制度になっている。

(4) 重要5項目

日本の農産物 主な「重要品目」

		関税率 (%)	年間生産額 (億円)
コメ		778	17950
麦	小麦	252	585
	大麦	256	169
乳製品	脱脂粉乳	218	6623 (酪農)
	バター	360	
砂糖		328	839
牛肉		38.5	4406

出典：農林中金総合研究所(データは2009年)

[図表]日本の主な「重要項目」の関税率

シンガポールで開かれていたTPP（環太平洋経済連携協定）交渉の閣僚会合は10日、「年内合意」を断念した形で閉幕した。来年1月に再び閣僚会合を開くとのことであるが、最大の焦点は輸入品にかかる関税の撤廃。中でも注目されているのが「重要5項目」の行方である。日本政府は(1)コメ(2)麦(3)牛肉・豚肉(4)乳製品(5)甘味資源作物(砂糖など)を「重要5項目」とし、関税撤廃の例外にする方針である。この「重要5項目」は、これまでの貿易自由化をめぐる日本の国際交渉でも常に特別扱いを受け、「聖域」として守られてきた。

どうしてこれらの農産物を守らないといけないのだろうか。

「5項目」を守る理由。

そこにはまず、国内の食料自給率の問題があるといわれる。農水省が2013年8月に発表した12年度の食料自給率はカロリーベースで39%。この自給率39%は先進国のなかで最も低い数字で、それだけ日本が食料の多くを輸入に頼っているということである。こうしたなかで、海外から安い農産物が増えると、国内の食料自給率はさらに低下するかもしれない。農水省は日本がTPPに参加した場合、自給率は39%から27%に低下すると試算している。ただし、カロリーベースでの自給率には異論もあり、諸外国と同じように生産額ベースで算出すると日本の自給率は69%。けっして低くないという意見もある。

もうひとつは、農家の暮らしを守るためである。日本はコメなどを「国の根幹をなす農産物」として位置づけ、これらの農業を手厚く保護してきた。そのひとつが70年から始まった「減反政策」である。農家の暮らしを守るため、政府が毎年、コメの価格が下がらないように生産量を調整してきたのである。こうした保護政策が農家の競争力を妨げているとの声もあるが、コメの価格が下がれば農業をやめる人が増えてしまうため、農業団体は減反廃止に反対。こうした団体の支援を受ける国会議員も「重要5項目」に関税撤廃の例外にすべきと強く主張しているのである。

(5) 遺伝子組み換え食品

遺伝子組み換え食品とは

遺伝子組換え技術を用いた遺伝的性質の改変によって品種改良等が行われた作物で作られた食品のこと。

Genetically Modified Organisms の頭文字をとってGM食品/GMO食品と呼ばれる。

[指摘されている問題点]

健康に悪影響を与える可能性が高い。

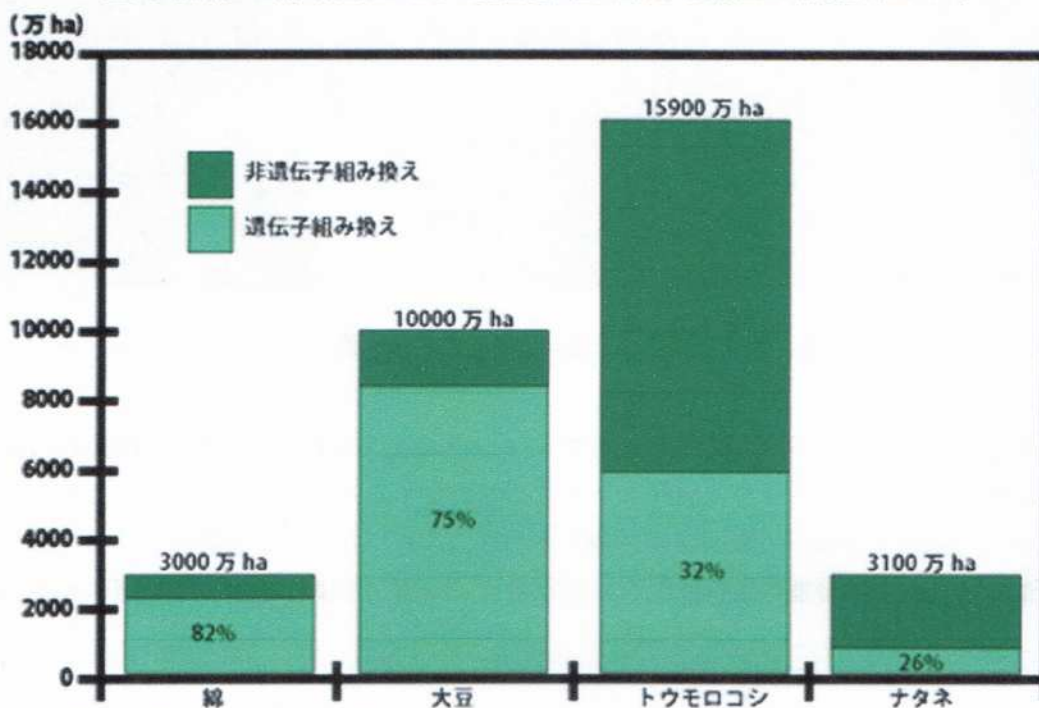
自然環境を破壊する。

有機農業、従来型農業と共存できない。

民主主義と共存できない（社会を壊す）。

世界を養えない、持続可能ではない。

主な穀物の栽培面積と、遺伝子組み換え品種の割合 (2011)



(出所) Clive James, 2012

遺伝子組み換え食品と健康問題

2012年9月20日、フランスで米国企業モンサント社の遺伝子組み換えトウモロコシを飼料として与えられたラットに、乳がんや肝臓・腎臓障害のリスクが増大したと研究発表。17か月後には遺伝子組み換えでない飼料を与えられたラットのグループと比較して5倍のラットが死んだ。



映画『Tous cobayes?』より、実験に使用されたラット (c) J+B Séquences

遺伝子組み換えとは英語では Genetic Modification、つまり遺伝子操作である。自然の中でも遺伝子は変化しているが、この技術は人為的に、たとえば昆虫のクモの遺伝子をヤギにとか、魚の遺伝子をトマトにとか、バクテリアの遺伝子を大豆になど、自然界で起こらない遺伝子操作を強制的に行うものである（他の生物の遺伝子を組み込まず、RNA-i と呼ばれる方法で特定の遺伝子を抑制する遺伝子操作も含まれる）。

この遺伝子操作を日本では遺伝子組み換えと呼んでいるため、遺伝子組み換え問題の訴えに対して、自然でも起きている遺伝子組み換えを否定するのか、という混乱が起きることがある。しかし、遺伝子が親から子へと受け継がれる縦の遺伝子の継承と変容と、遺伝子組み換え企業が行なう異なる生物間の遺伝子操作とは明らかに異なるものであり、前者からは発生しない予想不可能な大きな問題が起きる可能性が指摘されているものである。

(6) 残留農薬

ま 穀物類にポストハーベスト使用が認められている農薬の残留基準値 (単位 ppm)

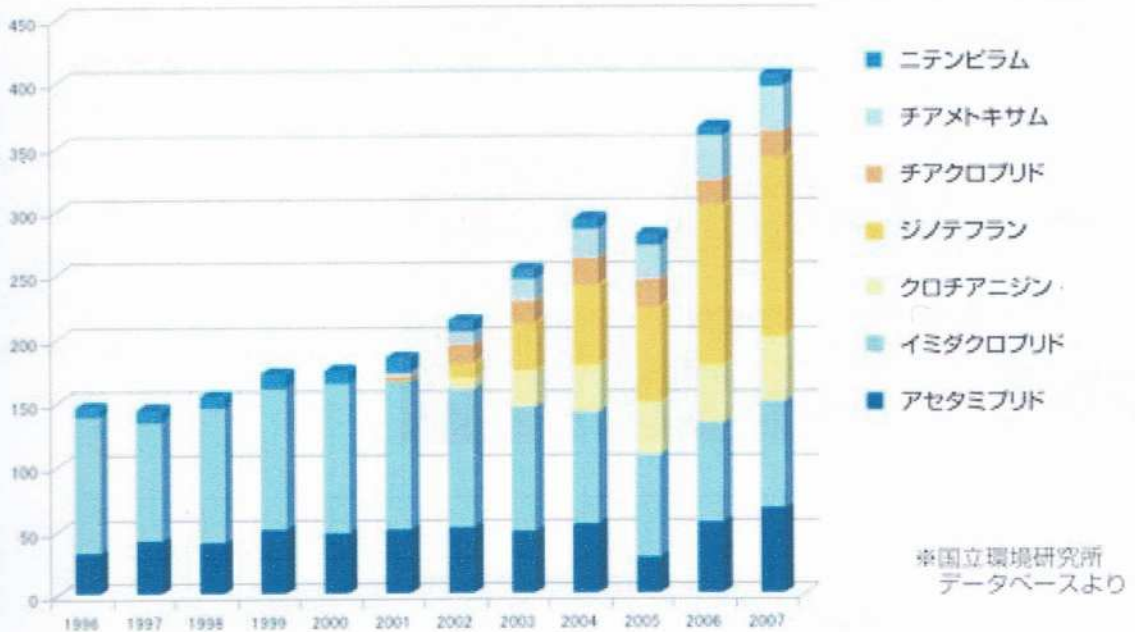
農薬名	国際基準					
	Codex MRL (FAO/WHO)	アメリカ	カナダ	EU	オーストラリア	日本
マラソン	0.2 (小麦粉)	8 (米・穀粒、小麦・ 穀粒、大麦・穀粒) 類)	8 (生の穀物 類)	8 (穀物類) 8 粒)	8 (穀物類・穀 米 0.1	小麦 8 大麦 2
アレスリン	—	2 (小麦・穀粒、大麦・ 穀粒)	—	—	—	—
臭化メチル (臭素とし て)	—	50 (米、小麦、大 麦)	—	50 (穀物 類)	50 (穀物類・穀 粒; 臭化メチル米 として)	小麦 50
ビベコニル ブトキシド	30 (穀物類・穀粒)	20 (米、小麦、大 麦)	20 (生の穀物 類)	—	20 (穀物類・穀 米 24	小麦 24 大麦 24 (暫定)
ピレスリン	0.3 (穀物類・穀粒)	3 (米、小麦、大麦)	3 (生の穀物 類)	3 (穀物類)	3 (穀物類・穀 米 3	小麦 3
リン化アル ミニウム	0.1 (穀物類・穀粒; リ ン化水素として)	0.1 (米、小麦、大 麦)	—	0.1 (穀物 類)	0.1 (穀物類・ 穀粒)	米 0.1 小麦 0.1 (リン化水素として、暫定)
リン化マグ ネシウム	0.1 (穀物類・穀粒; リ ン化水素として)	0.1 (米、小麦、大 麦)	—	0.1 (穀物 類)	0.1 (穀物類・ 穀粒)	米 0.1 小麦 0.1 (リン化水素として、暫定)
アコルピリ ホスメチル	10 (小麦)	6 (米、小麦、大麦、 ポストハーベスト 使用でない)	—	3 (穀物類)	10 (穀物類・穀 粒、米を除く)	米 0.1 小麦 10 (暫定)
フェニトロ チオン	10 (穀物類・穀粒)	—	—	0.5 (穀物 類、暫定)	10 (穀物類・穀 粒)	米 0.2 小麦 10
メタクリホ ス	—	—	—	0.05 (穀物 類)	—	米 0.05 小麦 0.05 (暫定)
ピリミホス メチル	7 (穀物類・穀粒)	8 (小麦粉) (小麦へ の使用は認められ ていない)	—	5 (穀物類)	2 (玄米) 10 (小麦) 7 (大麦)	米 0.2 小麦 1
ジタコルボ ス	5 (穀物類・穀粒)	2.0 (高脂肪含 量の腐りにく い包装食品) 0.5 (腐りにくい生い包装食品) の農産物)	0.01 (穀物 類)	0.01 (穀物 類)	5 (穀物類・穀 粒)	玄米 0.2 小麦 0.2

ネオニコチノイド系農薬の危険性

トウモロコシやヒマワリの種子消毒が原因でミツバチ大量死が起きた（ネオニコチノイド系農薬の「浸透性」によって作物のどこを食べても昆虫が死んだと言われている。）。また、ミツバチが方向感覚を失い巣に戻れないという奇妙な現象も各地で起きた。

人も昆虫も生命維持の必須元素の基本は同じ、害虫だけが死んで人が何も影響を受けないということはない。

過去10年間で3倍に増加したネオニコチノイド系農薬の国内出荷量の推移（有効成分、t）



求めるネットワーク http://no-neonico.jp/kiso_keii/

過去10年間で国内の出荷量が3倍に増加したネオニコチノイド。日本の農家で最近使用されているいわゆるニコチン系の殺虫剤。

蜂が大量死し花の受粉が出来ないので果物に悪影響を与える。人間に対しても精神的な病気が増えている。

右図資料：

原簿：ネオニコチノイド系農薬のヒト脳への毒性のメカニズム ～ 神経伝達物質アセチルコリンとその受容体のメカニズムの解説
 / (財) 東京都神経科学総合研究所 木村・黒田純子氏 (ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議ニュースレターV o 1. 58)

昆虫と人の神経系の基本は同じ

1. 両方とも中枢神経と末梢神経があります。
2. アセチルコリンは両方に重要な神経伝達物質です。
3. アセチルコリンは昆虫の中枢の主要な神経伝達物質です。人ではアセチルコリンは自律神経、末梢神経に多いですが、中枢神経でも重要な働きをしていることがわかっています。

(7) 検疫所の裏側

神戸検疫所施設の一般公開 2015. 07. 22 10:00~12:00

があったのでメンバーで参加し、検疫所業務、衛生検査・違反、食品などの輸入の現状を学んだ。

・神戸検疫所業務

- 検疫業務（船舶の検疫）
- 海外渡航者への情報提供
- 海外渡航者への予防接種
- 港湾衛生業務
- 船舶の衛生検査
- 動物の輸入届出業務
- 輸入食品の監視

・輸入食品・検疫検査センター

- 微生物検査
- 理化学検査
- 輸入食品検査の信頼性確保

神戸検疫所施設の一般公開



検疫業務(船舶の検疫)

国内に常在しない感染症の病原体が船舶、航空機を介して国内に侵入することを防止するため、検疫を行っている。診察や病原体検査の結果、これらの感染症のおそれがある乗客等が認められる場合、隔離、停留、消毒等の措置を講ずることとなる。

- 臨船検疫** 検疫官が停泊している船舶に乗り込み検疫することを言う。
とくに、岸壁に接岸した船舶に乗り込み検疫を行うことを接岸検疫と言う。
- 無線検疫** 検疫官が船舶に乗り込まずに、船舶からの電報等の書面による検疫を行う。またオンラインシステム (NACCS) による書類の確認も行っている。

資料：神戸検疫所における検疫実績(過去3年間)

区分	臨船検疫	接岸検疫	無線検疫	計
平成 24 年	18	65	3,174	3,257
平成 25 年	6	32	3,217	3,217
平成 26 年	16	37	2,909	2,962

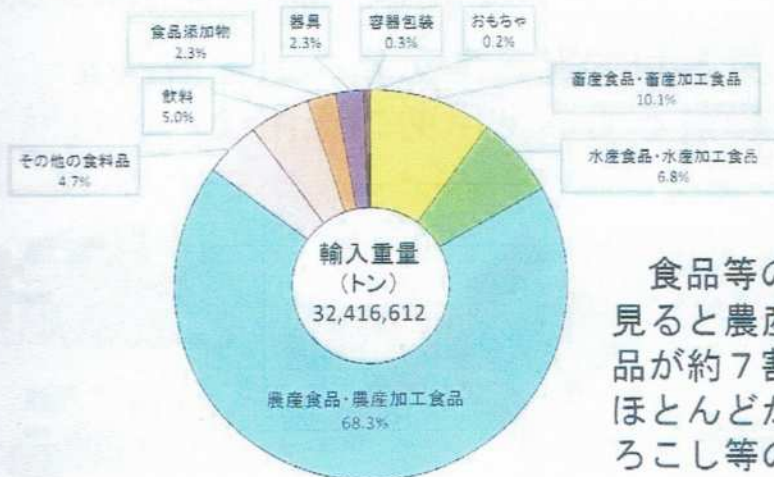
食品等の輸入の現状

食品等の輸入届出件数・重量推移



輸入食品の届出件数・重量は年々増加し、平成26年度は222万件で3,242万トの輸入がありました。

食品等の輸入の状況 (平成26年度) ※速報値



食品等の輸入は重量ベースで見ると農産食品・農産加工食品が約7割を占めており、そのほとんどが小麦、大豆、とうもろこし等の穀類・豆類です。

資料：輸入食品の安全性確保と検疫について
厚生労働省食品安全部／監視安全課輸入食品安全対策室
平成27年3月9日

主な食品衛生法違反

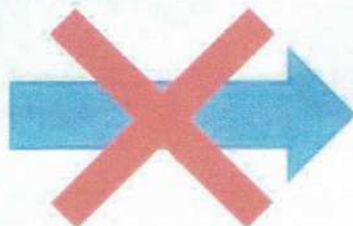
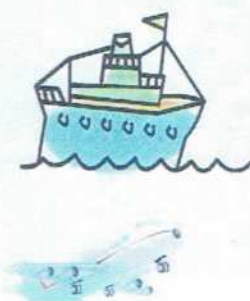
主な食品衛生法違反内容（平成26年度）

※ 速報値

違反条文	違反件数	構成比 (%)	主な違反内容
6 販売を禁止される食品及び添加物	245	26.9	とうもろこし、落花生、アーモンド、ヒスタチオナッツ、くり、ゴマの種子等のアフラトキシンの付着、シアン化合物の検出、 <i>Kudoa septempunctata</i> の検出、米、小麦、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生
9 病肉等の販売等の制限	3	0.3	衛生証明書の不添付
10 添加物等の販売等の制限	54	5.9	TBHQ、キノリンイエロー、ハテントブルーV、サイクラミン酸、アソルビン、ハラオキシ安恵香酸メチル、ヨウ素化塩、メタノール、アシッドブルー3ナトリウム、一酸化炭素等の指定外添加物の使用
11 食品又は添加物の基準及び規格	538	59.1	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反（農薬の残留基準違反）、水産物及びその加工品の成分規格違反（動物用医薬品の残留基準違反、農薬の残留基準違反等）、その他加工食品の成分規格違反（大腸菌群陽性等）、添加物の使用基準違反（二酸化硫黄、ソルビン酸等）、添加物の成分規格違反、放射性照射の検知
18 器具又は容器包装の基準及び規格	69	7.6	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
62 おもちゃ等についての準用規定	2	0.2	おもちゃ又はその原材料の規格違反
計	911（延数）※1 875（違反届出件数）※2		※1 検査項目別の延べ件数 ※2 検査対象となった届出の件数

資料：神戸検疫所一般公開パンフレット

食品衛生法に違反する貨物は積戻しや廃棄、食用以外への用途に使用するよう指導します。



食品として国内流通を認めません

TPP が発効し食品輸入量も増加し、検査時間の短縮などの圧力が強まることが考えられるが、対策は検討されているかとの質問には TPP の内容は明らかにされていないので、対応していないとのことであった。

輸入食品・検疫検査センター

神戸市兵庫区遠矢浜町

当センターでは、輸入食品の検査と感染症の検査を行っている。

輸入食品の検査は、輸入される様々な食品，飲食器具等が食品衛生法に適合しているか、全国の検疫所から送付された検体について検査している。これらの検査は理化学検査と微生物検査に分類される。

感染症の検査は、海外から帰国した人や感染症を媒介する蚊やネズミ等が病原体を持っているか、西日本の検疫所から送付された検体について検査をしている。



微生物検査

食品衛生法に基づき、海外から輸入される食品について、腸管出血性大腸菌 O-157 等の病原微生物検査や、畜水産物に残留する抗生物質の検査を実施している。

また、検疫法に基づき、海外から入国するヒトに対して、国内に常在しないペスト、新型インフルエンザ等の検疫感染症の検査や、船舶、航空機を介して侵入する恐れがある感染症を媒介するネズミや蚊等の動物について、種類の同定、病原体の保有検査を実施している。

さらに、米、パパイヤ、小麦及びナタネ等について、安全性審査の遺伝子組み換え作物の混入の有無や、ヒラメのクドア・セプテンブクタータといった寄生虫の検査、魚類加工品中のフグ肉混入の有無などを検査している。

理化学検査

食品衛生法に基づき、海外から輸入される農産物、畜水産物について残留農薬（殺虫剤、除草剤等）、動物用医薬品（合成抗菌剤、ホルモン剤等）、カビ毒（総アフラトキシン、デオキシニバレノール等）、食品添加物等の検査をはじめ、器具・容器包装、おもちゃについても重金属（鉛、カドミウム等）、青色料等、様々な検査を実施している。

これら検査では 液体クロマトグラフ、質量分析計(LC/MS/MS)やガスクロマトグラフ、質量分析計(GC/MS/MS)等の高度な分析機器を用いている。

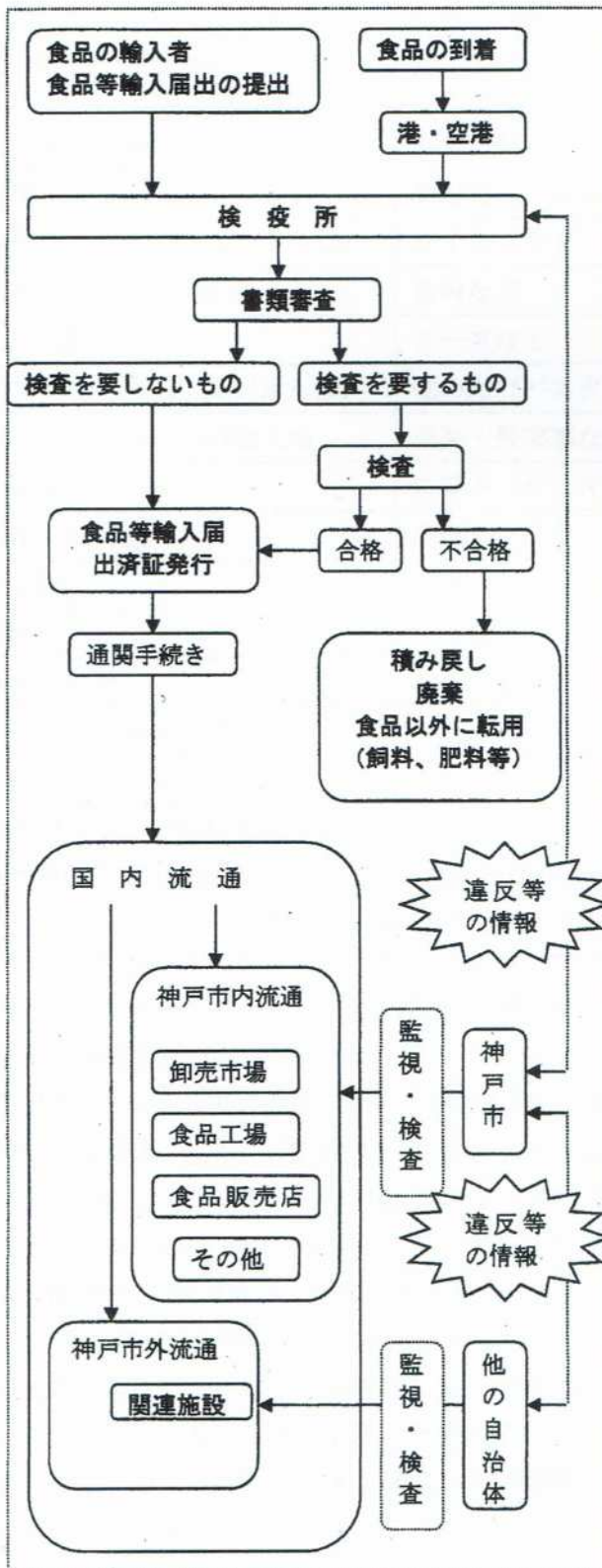
輸入食品検査の信頼性確保

食品検査において正確かつ精密な検査結果を出すために、食品衛生検査施設の GLP (Good Laboratory Practice の略) を導入し、試験検査の業務管理を実施している。

誠実検査が正確に行われていることを、使用する機械器具、試薬等を日常的に管理し、関係する記録を残すことによって、試験検査の信頼性を確保していく手法である。

当所では平成 9 年から食品検査施設における GLP を導入し、試験検査の信頼性が確保されるようにしている。

輸入食品の流れと検査等の概要



では、輸入食品の安全確保のためにどのような対策が行われているのでしょうか。

食品の輸入から国内に流通するまでの流れとともに見てみましょう。

検疫所では、食品等輸入届出書に添付された食品の製造工程、原材料、使用添加物などの記載を審査し、必要に応じて検査を行います。

検査の結果、不合格となった食品は、輸出国への積み戻しや廃棄等の措置がとられ、国内では食品として流通することはありません。

平成 25 年度の検疫所等による
食品輸入時の検査と違反状況

検査件数	201,198	
違反件数	1,085 (延べ)	1 件の違反で複数の違反内容を含むものがあるため実数 (1,043) よりも多い。
規格・基準違反 [11条]	568 (52.4%)	成分規格違反(農薬・動物用医薬品の残留基準違反、大腸菌群陽性等) 添加物の使用基準違反等
人の健康を損なう恐れあり [6条]	336 (31.0%)	とうもろこし等のアフラトキシン の付着、下痢性貝毒の検出等
指定外添加物の使用 [10条]	98 (9.0%)	TBHQ、サイクラミン酸、アゾルピン、キノリンイエローなど指定外添加物の使用等
その他	83 (7.6%)	衛生証明書の不添付 [9条]、器具・容器包装の規格違反 [18条] 等

[]: 食品衛生法条文

厚生労働省平成 25 年度輸入食品監視統計 (下記 URL) 参照
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-S-hokuhinanzanbu/H25kanshitoukei.pdf> [2,616KB]

検疫所の検査で合格となった食品は、関税法上の手続を経た後、はじめて国内への流通が認められます。

しかし、年間約 3,098 万トンもの輸入食品を全量検査することは不可能であり、国内に流通した後には違反等が明らかになる場合もあります。

国内を流通している食品の監視は各自治体の役割になります。

神戸市内を流通している輸入食品については、神戸市が監視や検査を行います。

また、他の自治体で発見された違反食品が神戸市内に流通していることや、その逆の場合もありますので、自治体間で情報をやりとりし、違反又は不良食品の発見、排除に努めています。

資料：平成 27 年 12 月 10 日 神戸市職員による「出前トーク」

遺伝子組み換え食品ってなあに 講師：向井英樹 担当課長 配付資料

さて、神戸市における輸入食品の検査や違反の概要について見てみよう。

平成 25 年度に神戸市が検査した輸入食品等

食品分類	食品例	検査検体数
魚介類（生かきを含む）	鮮魚介類（サーモン、マグロなどの刺身など）	41
冷凍食品	調理食品、農産物（プランチング野菜など）	24
魚介類加工品（魚ねりを含む）	かずのこなど	2
肉卵類及びその加工品	食肉など	11
乳・乳製品	チーズなど	10
穀類及びその加工品（めん類）	乾めん（パスタなど）	3
野菜・果実及びその加工品	野菜・果実類など	69
菓子類	焼菓子（クッキーなど）	8
缶詰・ビン詰	農産加工品など	11
調味料	ケチャップなど	7
漬物	しば漬け・らっきよなど	7
そうざい類	そうざい	2
器具および容器包装	ストロー、箸、コップなど	8
合計		203

検査項目は成分規格検査（細菌検査、理化学検査など）、残留農薬、抗菌性物質、添加物（保存料、着色料、指定外添加物（日本国内では使用が認められていない添加物）など）などを実施している。

資料：平成 27 年 12 月 10 日 神戸市職員による「出前トーク」 配付資料

神戸市では市内を流通する食品の安全を確認するため、製造所、卸売市場及び販売店から食品等を人手して検査を行っている。

平成 25 年度は 3,990 検体について検査した。このうち 203 検体が輸入食品等で、それら輸入食品においては検査の結果、食品衛生法に違反している食品はなかった。

過去において、平成 16 年度には、263 検体の輸入食品等について検査をした結果、3 件が食品衛生法に違反していることが判明した。このうち 2 件は中国産のはるさめから過酸化ベンゾイル（はるさめには使用できない）という食品添加物が検出され、1 件は北朝鮮産あさりから麻痺性貝毒が検出された。さらに平成 19 年度には 188 検体中 1 件、中国産しめ鯖より残留農薬ジクロロボスを検出し、食品衛生法に違反していることが判明した。平成 20 年度には 208 検体中 4 件、中国産しめ鯖から残留農薬ジクロロボスが、産地を偽装した中国産の冷凍うなぎからは合成抗菌剤マラカイトグリーンが、食品として流通していた事故米 2 検体から残留農薬メタミドホスが検出され、それぞれ食品衛生法に違反していることが判明した。これらの違反食品については輸入者により回収され、廃棄もしくは輸出国への積戻しの措置がとられた。

なお、平成 17 年度（171 検体）、平成 18 年度（164 検体）、平成 21 年度（150 検体）、平成 22 年度（197 検体）、平成 23 年度（194 検体）、平成 24 年度（196 検体）における輸入食品の検査では違反食品はなかった。

(8) 当時野党であった自民党の「TPPに関する政策・公約」

前回 2012 年衆院選での自民党議員の「TPPに関する政策・公約」リスト

TPPについての考え方

自民党はTPP交渉参加の判断基準を明確にしている。

○TPPについては、国民の理解を得る為の情報が決定的に不足しており、政府の改善努力も全く見られない。従って、国益を踏まえて、何を取り、何を守るかの国民的議論が未だ深まっていない状況である。

○2011年11月のAPEC前に、野田総理は「(交渉参加の為の)関係各国との協議を開始する」と表明したが、これは国内的事情によって、敢えて曖昧な表現にしたものであり、外交の常識では、事前協議の段階から事実上の交渉は始まっていると言わざるを得ない。

○アジア太平洋地域における経済連携については、様々なオプション・進め方(例えば、ASEAN+3/+6など)が考えられ、わが党もその構築の必要性については、関係各国、国内各層と共有してきたところである。更に、日・EUや日・中・韓の経済連携も着実に進めていくことが重要である。

○また、アジアが今後も世界の成長センターとしての地位を維持していく為に、米国との経済的な繋がりを一層強くしていく必要があることは言うまでもない。わが国は、米国も含めたアジア太平洋全体の経済発展に主体的に取り組んでいくべきである。

○こうしたことを踏まえ、わが党は、TPP交渉参加の判断基準を明確に示す。

TPP交渉参加の判断基準

○政府が、「聖域なき関税撤廃」を前提にする限り、交渉参加に反対する。

○自由貿易の理念に反する自動車等の工業製品の数値目標は受け入れない。

○国民皆保険制度を守る。

○食の安全安心の基準を守る。

○国の主権を損なうようなISDS条項(注)は合意しない。

○政府調達・金融サービス等は、わが国の特性を踏まえる。

(注) ISDS条項...外国政府の差別的な政策により何らかの不利益が生じた場合、投資家(Investor)である当該企業が相手国政府(State)に対し、差別によって受けた損害について賠償を求める(Dispute)権利を与えるための条項。これが濫用されて、政府・地方自治体が定める社会保障・食品安全・環境保護などの法令に対し、訴訟が起こされる懸念がある。

わが党は、政府が11月と同様に二枚舌を使いながら、国民の知らないところで、交渉参加の条件に関する安易な妥協を繰り返さないよう、政府に対して、上記の判断基準に沿うことを強く求めていく。

政府・自民党の今後のTPPに対する姿勢を見守り続ける必要がある。

第3章 TPP交渉の最新情報

TPP参加国は、日本が2013年7月23日に交渉参加を表明して12か国となる。

その中で、アメリカとの二国間声明で、感覚が敏感であることを認識しつつ、最終的な結果は、交渉の中で決まっていくもので、一方的に、すべての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められたものでないことを確認。特に、自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の、重要5項目（米。麦。牛豚肉。乳製品。甘味資源）、国民皆保険制度などの確保を最優先、再協議の対象とすること。10年を超える期間がかかる。（2013年3月）。

日米間はTPP参加への、日本のあり得べき関心について、二国間協議を継続する。

環太平洋パートナーシップ首脳声明で、協定の利益が完全に共有されることを確認し、発展段階の多様性に配慮する（2013年10月）。

TPP参加国は、2011年に設定された目標を達成する、野心的で包括的な高い水準の協定は、雇用を創り出し、成長を促進し、各国の国民に機会を提供し、地域統合と多角的貿易体制の強化に貢献するため必要不可欠である。

米国の実質交渉国は、日本・NZ・ブルネイ・ベトナム・マレーシアであり、日本の存在感が大である。又、自動車貿易の扱いでは、関税の引き下げ、撤廃は最大限後ろ倒しになる。

2013年7月の鶴岡首席交渉官の会見より、重要で困難な案件は各国間で開きがある、日本と各国とは、実質的議論に相当開きがあり、日本が実質的議論に加わることはまだまだ可能である。

関税撤廃の例外扱いを米など重要農産品であることの日本の立場を知らない交渉官は一人もいない。日本はきびしい遅れがあることは客観的事実。次回会合では、他国に後れを取らないところに到達したい。時間は非常に厳しい。内容的にも目標が高い、非常に厳しい交渉である。

報道では、2014年の妥協に否定的な見方が支配的。ただし米国は妥結に強いこだわりがある。

<TPP交渉の現状 農林水産省2014年1月28日の資料より>

2015年7月大筋合意に失敗（ハワイ会合）

2015年9月30日より10月5日にかけてアトランタで開催。アメリカのフロマン米通商代表部と日本の甘利明TPP相などにより正念場を迎えた。

10月4日合意すれば、世界全体の4割を占める巨大な貿易圏が誕生する。妥結できても署名は年明けになる見通し。日本も、安倍政権の「経済優先」にかじをとる。

TPP交渉が閣僚会合で合意に達した。輸入品は安く、日本車を海外で売りやすく、日本の食卓、産業に影響を与える。10年以内に95%の輸入関税をなくすることになる。

協定は、各国の議会承認等を経て発効する。

10月7日協定の発効に向けた国内手続きに入る。10月8日農林水産省は重要5項目（米、麦、牛・豚肉、乳製品、砂糖）以外の身近な食品の多くで、関税が撤廃されると発表。

国内農業の体質を強化すること。互いに関税を撤廃し自由に、するのが原則である。

2015.04.15 TPP：事務レベル協議再開

毎日新聞 2015年04月15日 20時03分（最終更新 04月15日 21時11分）

環太平洋パートナーシップ協定（TPP）交渉の日米事務レベル協議が15日、東京都内で再開した。農産物や自動車部品の関税などの取り扱いについて最終的な詰めを図る。

協議が進展すれば、翌週にも甘利明TPP担当相と米通商代表部（USTR）のフロマン代表が閣僚協議を実施し、2国間の合意を目指す見通しだ。

◆TPP交渉が順調に進んだ場合に想定される日程

4月15日～東京で農産物関税や自動車貿易に関する日米事務レベル協議

4月19日～21日未明 東京で甘利明TPP担当相とフロマン米通商代表による閣僚協議

4月23日～ 米国で交渉参加12カ国による首席交渉官会合

6月29日 米国でTPA法案が成立

9月30日 12カ国の閣僚会合でTPP全体が大筋合意

TPP:合意後押し 大統領権限法案、米議会に提出

毎日新聞 2015年04月17日 東京夕刊

【ワシントン清水憲司】米議会超党派議員らは16日、日米など12カ国による環太平洋パートナーシップ協定（TPP）の交渉合意に不可欠とされる米国の大統領貿易促進権限（TPA）法案を上下両院に提出した。議論が順調に進めば、安倍晋三首相が訪米する26日より早く上院での委員会審議を終える見通しで、日米合意に向けた交渉進展を後押ししそうだ。ただ、下院審議は難航が予想され、成立には曲折も予想される。

法案が成立すれば、議会が持つ通商交渉権限が最長6年間にわたって大統領に一任され、議会は政府間の合意内容について賛否だけを判断する。議会が合意内容を修正できなくなるため、TPP交渉に参加する各国が、切り札となる妥協案の提示に踏み切るなど、合意に向けた動きを促進する効果が期待できる。

米輸入100億円超負担増も

外国産米77万トン購入

政府備蓄米5万トン 125億円赤字 米国要求20万トン

TPPめぐる日米閣僚会談、決着持ち越し

小林豪、鯨岡仁、編集委員・小山田研慈 2015年4月21日12時53分

フロマン氏は会談後、記者団に「双方の隔たりは大幅に狭まったが、残された課題を最終的に解決するには作業を続けることが必要だ」と語った。

日本側交渉筋によると、米国側はこれまで約20万トンを求めてきた日本の米国産米の優遇的な輸入枠について、要求水準を引き下げてきたという。だが、日本側の主張する約5万トンより多く、折り合えてはいない。

日米両政府は21日以降も実務者協議を続け、改めて閣僚会談を開くことも検討する。並行して23日からは、米ワシントン近郊で参加12カ国の首席交渉官会合が開かれる。鶴岡公二首席交渉官は21日午前、日米交渉の進展などが「TPP交渉全体を進めるうえで大きな機運になる」と記者団に語った。

大筋合意した環太平洋経済連携協定（TPP）について、重要5項目（米、麦、牛・豚肉、乳製品、砂糖）以外の身近な食品の多くで関税が撤廃されると発表した。交渉関係者によると、農業分野で農水省は正確な撤廃品目数を精査している。

関税

(出典：2,015.10.09 朝日新聞朝刊)

TPPは互いに関税を撤廃し、自由に貿易するのが原則だ。ただ、食料戦略として重要な米などは国内農業を保護するため、重点的に交渉を進めてきた。その結果、最重要とされた米は年約8万トンの輸入枠を設ける代わりに、従来の高関税制度を維持する。

関税を撤廃させたことのない834品目のうち、オレンジやハム、はちみつなど400品目ほどの関税が撤廃される。

ISDS 条項、保険、医療は内容不明

TPPで多くの食品の関税がなくなる

撤廃の時期	主な食品類	現在の関税
即時	ブドウ	7.8~17%
	茶	17%
	サクランボ	8.5%
6年目	ソーセージや その原料	10~20%
	マーガリン	29.8%
	ビスケット	15%
6~8年目	オレンジ	16~32%
6~11年目	トマトジュース・ ケチャップ	17~29.8%
	落花生	617円/°。
8年目	天然はちみつ	25.5%
	リンゴ	17%
	パイナップル	17%
	牛タン	12.8%
	ハム・ ベーコン	低中価格帯で 614円/°。など
11年目	氷菓 (シャーベット)	21.3~29.8%
	チューインガム	24%
13年目	ハラミ	12.8%

重要5項目(コメ、麦、牛・豚肉、乳製品、砂糖)は、主に無関税・低関税の輸入枠や関税引き下げ。一部で関税撤廃

2015年11月5日協定文書の全文が公表された。「食の安全」から関心の高い、大豆などに遺伝子組み換え(GM)作物については、情報交換のための作業部会を作る事等が新たに加わった。

第4章 食の安全

(1) 食の安全と安心の違い

食の安全：科学的評価によってもたらされる。データに基づいて科学的にそのレベルを判定、

フグ(魚種、部位)、牛の生食禁止(肝臓、ユッケ)、農薬、添加物の基準
健康に対する影響を最小限に押さえる

食の安心：安全であると信頼する個人感覚で決まる。動物は本能で危険な物は避ける、人は理性で判断するが、分からないものは不安、どの情報が正しいのか?

誰がどの様にして作ったか分からない。食品企業を信頼できるか?

(2) 最大のリスクは食中毒であるが、最近の傾向について

従来の考え：細菌性食中毒と感染症は違う一境目がはっきりしない

従来の対策：3原則(つけない、ふやさない、やっつける)ー特につけないの徹底

(3) 食中毒の発生状況(発生時期、病因物資、原因)

夏場が中心に発生するー冬場も発生する

ノロウイルス、カンピロバクターを原因とする食中毒が圧倒的に多い

原因食品の取り扱いが悪いー原因食品そのもの、取扱者の手洗い不足などが原因

(4) 食中毒等の主な病因物質

①ノロウイルス

原因食品等；牡蠣等の二枚貝、調理済食品

要注意の感染経路 人→食品 人→人

特 徴；強い感染力(10~100 個程度で発症) アルコール消毒が効かない

注意点；回復後も便にウイルスが排出される(数週間)、☆トイレからも検出

対 策；次亜塩素酸ナトリウム(ハイターなど)で消毒

牡蠣などの二枚貝は加熱調理(85~90° C 1分30秒以上)

②カンピロバクター

原因食品；鶏肉など食肉を扱った器具や取扱者の手指から汚染した調理食品

特 徴；強い感染力(100 個程度で発症)

注意点；ギランバレー症候群(後遺症)

対 策；新鮮な生肉でも発症するので、生食しない、触れた手指や器具を消毒する

家庭で出来る食中毒予防の6つのポイント

(1) 食品の購入

消費期限などの表示チェック

肉・魚はそれぞれ分けて包み、保冷剤(氷)などと一緒に

寄り道しないで真っ直ぐ帰宅

(2) 家庭での保存

帰ったら直ぐ冷蔵庫へ、

肉・魚は汁が漏れないように包んで保存

冷蔵庫に入れるのは7割程度、10度以下維持、冷凍庫は-15度以下に維持
扉の開閉を控える

(3) 下準備

こまめに手を洗う、ゴミはこまめに捨てる、タオルや布巾は清潔なものを
肉・魚を切ったまな板包丁は、熱湯かけて洗う、肉・魚は生で食べるものから離す
冷凍食品の解凍は冷蔵庫の中で

(4) 調理

台所は清潔に、作業前に手を洗う、加熱充分に
調理を途中で止めたら食品は冷蔵庫の中

(5) 食事

食事の前に手を洗う、長時間室温に放置しない、盛り付けは清潔な食器、器具を使う

(6) 残った食品

作業前に手を洗う、清潔な器具、容器で保存、早く冷えるように小分けする
温めなおすときは充分に加熱する、時間が経ち過ぎたり少しでも怪しいとおもったら
捨てる

食品表示で知りたいこと 食の安全と安心に関する情報、その違い

○安全に関する情報

アレルギー：期限表示 表示基準 添加物

食の安全：科学的評価によって、もたらされる。データに基づいて科学的に
そのレベルを判定—河豚毒、牛の生食禁止、農薬、添加物の基準

○安心に関する情報 選択するための情報

添加物 遺伝子組換え 輸入食品

○食品偽装：意図的混入犯罪

○最大のリスク：食中毒

TPPで「食の安全」は？

(出典：2,015.10.15 朝日新聞朝刊 教えて！TPP4)

・環太平洋経済連携協定（TPP）交渉の合意前にも、米国などの要求で日本の「食の安全」をめぐる基準が緩くなる、と心配する声が多かった。

・日米両政府は、TPP交渉とは別に「貿易上の課題」を話し合う日米並行協議を設けた。テーマは主に三つ。ひとつは「防かび剤」の扱いだ。輸入するオレンジやグレープフルーツの表面には「○（防かび剤）を使用」とシールが貼ってある。日本では、防かび剤は農薬であり、食品添加物でもあるという位置付けで、食品添加物には表示義務を定めている。

・米国は「防かび剤は認可手続きが二重で煩雑だ」と簡素化を求めている。農薬の登録だけになれば、表示義務はなくなるのだが、外務省によると、認可の手続きは簡素化するものの、表示義務は残るといふ。

・牛海綿状脳症（BSE）で輸入禁止になった牛の皮などから作ったゼラチンやコラーゲンは、食品安全委員会などの審査を経て、14年10月に解禁が決まった。


日本は、除草剤に強い遺伝子などを人工的に組み込んだ遺伝子組み換え（GM）作物を使った一

部の食品は、表示義務を課す。GM作物の代表格は大豆で、納豆や豆腐、スナックなどが対象食品だ。健康に問題がないのかと不安に思う消費者もいるからだ。GM作物は米国産が多い。

米国の要求で表示義務がなくなるのでは、との見方があったが、政府はTPPの合意後、「食品表示で日本の制度の変更が必要な規定はない」と発表した。輸入食品の安全基準なども変更はないとしている。世界貿易機関（WTO）の科学的根拠をもとにした各国の権利を重視するルールは変えないという。

「食の安全とTPP」ということで輸入食品に注目してみたが、日本では他の国が既に厳しく使用制限を行っているネオニコチノイド系農薬、米国では今年肥満、アレルギーの原因と言われているトランス型脂肪酸（プラスチック油）は安全でないので使用が廃止された。日本では未だに食パン、マーガリンなどに使用されていることなどにも注意すべきである。

TPPで「食の安全」は？

遺伝子組み換え？  防かび剤？

食の安全をめぐる 主な指摘	TPP合意では？ (政府の説明)
？ 遺伝子組み換え食品の表示義務がなくなる？	引き続き表示義務
？ 輸入食品の安全基準などが緩くなる？	世界貿易機関(WTO)ルールに基づいて定めており、変更なし
？ 輸入オレンジなどの防かび剤の表示がなくなる？	引き続き表示義務
？ 食品添加物の認可手続きが緩和？	これまでと同じ手続きを進める方針
？ 牛のゼラチン、コラーゲンの輸入禁止が解除される？	食品安全委員会が輸入解禁を決定済み

第5章 食品表示

食品の安全性の確保や取引の公正、人々の栄養の改善 健康の増進等を図る目的で、食品に表記される事項のこと。

各国でスーパーや食品店で販売される食品の多くに食品表示がなされており、各国ごとに食品表示に関する規則・法規が存在している。

日本では食品衛生法、JAS 法、景品表示法、計量法、健康増進法、薬事法により規定されている。また、表示は、必ず日本語で表記することが義務付けられている。

情報は食の安全を実現させるために欠かせない要因であり、消費者が食材を手にしつつ直接確認できる唯一の情報は食品表示である。

よってこの情報が正しく、正直に表示される、ということは重要なことであり、それが守られないと食の安全は根底から崩れてゆく。

これまでの食品表示は、食品衛生法、JAS 法、健康増進法、計量法、景品表示法など複数の法律に基づいていた。

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自立的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品の表示に関する包括的かつ一元的な食品表示制度が創設され、平成27年4月1日から食品表示法が施行された。

目的は、食品の安全性確保に係る情報が消費者に確実に提供されることを最優先とし、これと併せて、消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報が提供されることと位置付けすることが適当との結論に立っている。

1、食品表示で知りたいこと

食の安全と安心に関する情報 その違い

1) 安全に関する情報 選択するための情報

アレルギー： 期限表示 表示基準 添加物

食の安全：科学的評価によって、もたらされる。データに基づいて科学的にそのレベルを判定⇒フグ（魚種、部位）

牛の生食禁止（肝臓、ユッケ） 農薬、添加物の基準

2) 安心に関する情報 選択するための情報

添加物 遺伝子組み換え 輸入食品

食の安心：情報の公開、提供、危険管理の方策によってもたらされる。

個人の感覚できまる⇒動物は本能で危険なものは避ける、人は理性で判断、分からないものは不安

加工食品：誰がどのようにして作ったか分からない。食品企業を信用できるか？

自主衛生管理、危機管理を徹底して実施しているか、その情報を公開しているかなどで判断

3) 食品偽装：意図的混入犯罪

4) 最大のリスクは食中毒である。

従来は夏場が中心に発生する⇒最近の傾向は冬場も発生するノロウイルスカンピロバクターを原因とする食中毒が圧倒的に多い。

原因食品の取り扱いが悪い。→食品そのもの、取扱者の手洗い不足などが原因となる。

2、食品表示について表示情報を理解して、購入選択に役立てる。

食品を購入するとき、値段と期限表示を確認する人は多い。それに加えて、安全・安心情報も確認する習慣を。

3、食品表示法をご存知ですか。

- 表示を見てみましょう。
- ① 表示のない食品はだめ。
- ② 表示はわかりやすく、見やすいこと
- ③ 虚偽はあるいは誇大な表示等は禁止
- 原材料名からわかること
- ① 原材料の表示について
- ② 添加物の表示について

添加物は (1) 物質名 (2) 物質名と用途名が併記 (3) 一括名
(4) 免除のいずれかの方法で表示

③ アレルギー表示について

表示義務7品目 卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに

表示奨励20品目 あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ
牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、
豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

○遺伝子組み換え食品の表示

対象8作物 大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、
てん菜及びパパイヤと、これらを原材料とする加工食品で
検出可能な33食品群。

表示方法

「遺伝子組み換え」(遺伝子組み換え農産物を原料として使用：表示義務あり)

*表示を省略できる場合あり

食品中において、組換えDNAおよびこれにより生成したたんぱく質が除去、分解されているもの(例：しょうゆ、大豆油、コーン油等)原材料の重量に占める割合が上位4位以下もしくは5%未満のもの

「遺伝子組み換え不分別」(遺伝子組み換え農産物とそうでない農産物を分けずに原料として使用：表示義務あり、省略できる場合あり)

「遺伝子組み換えでない、非遺伝子組み換え」

(遺伝子組み換え農産物を原料として使用していない場合：任意表示)

消費期限・賞味期限からわかること

消費期限：品質の劣化が早い食品 (例：そうざい、生菓子類、食肉など、
「年、月、日」の順序で表示、消費期限を過ぎた食品は、衛生上の危害
(健康被害)を生じる恐れ。

賞味期限：品質を比較的長く保つことが出来る食品(例 即席めん類、缶詰め、乳製品

など、「年、月、日」の順番で表示、(3カ月を超す食品は、「年、月」表示でも可)賞味期限を過ぎた食品は、味の劣化が生じる恐れ。

賞味期限を省略できる食品について

品質の劣化が極めて少ない食品は期限を省略できる。

(例) 瓶詰されたお酒、アイスクリーム、チュウインガム、砂糖、食塩など。

保存方法からわかること

食品の品質や安全性を十分に保持するための保存条件を示す。

開封後は、早くたべましょう。

保存温度を超える温度で保管したり、包装を開封したりすると食品の劣化は、早まる。

製造者からわかること

製造者の氏名(法人か個人)、所在地(製造所)が記載。輸入食品は、

輸入業者名と営業所所在地を記載。販売者が併記されている場合もあり。

製造所固有番号について 例外的な表現、アルファベットや数字等の記号で記載。所在地表示は製造者の法人や個人の所在地、別の所在地にある製造工場で製造。

販売者名の後に、「製造所固有番号」が記載。

氏名・所在地表示は販売者が記載され、販売者とは異なる製造者が製造。

表示義務のない食品について

陳列販売する無包装食品や、容器包装が小さい(面積30cm²以下)食品には表示義務はなし。販売者が客の求めで店頭にて容器に詰めて販売する場合も表示義務はなし。この場合、販売者は消費者に食品の内容を説明できることから、あえて表示を義務づける必要性がない。

食の安全への影響

TPP交渉で国が共通のルール作りを検討する中で、各国の個別処理についての議論が行われる場合も考えられる。食品における遺伝子組み換え表示義務やBSE対策についての米国のこれまでの要求をみても、米国が更なる規制緩和を求めてくる可能性は十分にある。

食についてのTPPのメリット、デメリットは、TPP加盟して考えられる食のメリットは、値段が安くなること。

外国の安い農産物が入ってくるようになるので、安い値段で買えるメリットがある。ただし、日本の農業が外国農業に勝てずに、潰れていく流れになると考えられている部分もある。

TPP加盟での食のデメリットとしては、食の安全性の低下が言われている。

第6章 学習記録

(1) キックオフセミナー

【日時】2014.09.24 14:00~16:00

【場所】神戸生活創造センター ブース No3

【講師】正橋裕美子先生 (コープ自然派)

【議題】「だれのためのTPP? ~自由貿易のワナ~」のDVDを見た後座談会形式で「食の安全とTPP」について話し合った

(2) セミナー 2

【日時】2014.10.29 13:30~15:30

【場所】神戸生活創造センター セミナー室B

【講師】宮崎恵子先生 (安食連)

【議題】食の安全とTPP

(3) セミナー 3

【日時】2014.11.26 14:00~16:00

【場所】青少年会館 視聴覚室

【講師】松本なみほ先生 (環境コンサルタント)

【議題】「TPP と食の安全」

(4) セミナー 4

【日時】2014.12.05 9:30~12:00

【場所】神戸生活創造センター セミナー室B

【講師】保健福祉局健康部東部衛星監視事務所 担当課長 向 英樹様

【議題】「食の安全・安心を目指して」

(5) セミナー 5

【日時】2014.12.10 9:30~12:00

【場所】神戸生活創造センター セミナー室B

【講師】保健福祉局健康部東部衛星監視事務所 担当課長 向 英樹様

【議題】「遺伝子組み換え食品ってなあに」、「輸入食品と安心な食生活」

(6) セミナー 6

【日時】2015.01.28 9:30~12:00

【場所】神戸生活創造センター セミナー室A

【講師】保健福祉局健康部東部衛星監視事務所 担当課長 向 英樹様

【議題】「食品表示のミニ知識」

(7) 神戸検疫所見学

【日時】2015.07.22 10:00~12:00

【場所】神戸検疫所 (神戸市兵庫区遠矢浜町1番1号)

【講師】検査部門、試験品採取部門、信頼性確保部門職員

【議題】海外感染症の侵入防止対策や輸入食品等について安全性確保のための監視・指導についての説明、施設見学

(8) 西村康稔議員事務所訪問

【日時】 2015.07.04 11:00～12:00

【場所】 衆議院議員 西村康稔事務所（明石市鍛冶屋町 4-27）

【面会者】 秘書 松岡秀明氏

【議題】 TPPに関する政府の交渉状況

副大臣として交渉に直接参加していたので内容が良くわかるだろうと思っていたのであるが訪問してみると交渉内容は極秘であるために成果なし、しかし、自民党のTPPに関する基本姿勢に関する資料を入手した。

11月11日再訪問

TPPの大筋合意に達成したので再訪問する、TPPに関する説明資料などがあるか確認したがまだ準備ができていないようであった。現在はTPP総合対策実行本部事務局長として対策をとるそうである。

第7章 研究のまとめ（私たちに何ができるか？）

TPPという時事問題をきっかけとして輸入食品の安全性を重点的に研究した結果、子や孫、子孫のために食の安全を守り、伝えていくことも大切であるが、同時に安易に輸入食品にたよる日本の農業崩壊などを招かぬよう、国土の自然環境維持、国土を守るための必要な保護も忘れてはならないことを学んだ。

（1）遺伝子組み換え食品を買わないようにする。

今まで食品表示を上っ面だけ見て食品を選んでいたが、食の安全の研究を始めてからそんなに単純なことではないことが解った。日本ではGMO食品表示義務無しが多いので、私達消費者が商品を見てもどれを買えばよいか判らない。GMO食品を買わないと云うことはとても難しいことだと思う。TPP締結により農業大国アメリカからの輸入を減らすことは不可能になりそうだが、現状を周りの人に訴えていくことだと思う。

（2）お客として企業に注文をつける。

TPPが合意したことで多くの食品が輸入され日本に入ってくる。わけのわからない商品に対して、消費者が疑問を持ち、企業に対して質問、注文をして答えを確かめるということをして行きたい。

（3）スローライフの生活を送る。

ゆっくり ゆったり 心ゆたかに

効率やスピードを重視するのではなく、のんびりと、過ごしなが
ら、人生を楽しみ、生活の質を高め、地産地消や、歩行社会を目指す生活
様式へ移行して行けばよいと思う。

（4）放射能に注意する。

今後、食品安全の観点から、土壌に含まれる放射性物質が、根から吸収されることに、注目する必要がある。農作物はセシウム以外も吸収するので、実際の人体の影響は数倍あるかも知れない。

（5）無農薬食品やオーガニック食品を選ぶ。

有機JASマークの商品を選び、なるべく加工食品や冷凍食品を使用しない。

（6）肉食を控え魚介類を増やす。

牛の体温は39℃、魚は24℃人間の体温では牛の油は固まり血液がドロドロになる、
魚の油は解けてサラサラ。動脈硬化を避けるため魚を食べよう。

日本人として魚介類がいかに優れているか科学的に根拠を示していけば必ず増えていく。あらゆる機会を通して訴え続ければよい。特に食育教育を学校では必ず教科として取り入れることが一番大切であると思う。更に行政・地域の人を含め全ての人にマスコミを通じ、また、料理教室などで魚介類の良さ・美味しさを知ってもらうことである。それに我々自身地域に出かけ口コミで伝えていく。日本人の食生活が肉中心になったのであるから、長い時間をかけて魚介類中心の生活に戻して行けば今まで以上に健康になれるのではないか？

（7）パン食を控え米食に戻す

現役時代から朝はパン食が多い生活が続いているが、減農薬米コウノトリ育むお米に出会い、また、美味しい豆ごはん、かやくごはん、もちろん白飯などを夕食時多めに炊き、翌朝もう一度いただく
楽しみを思い出し、朝食も米食中心に生活を改めている。減農薬米コウノトリ育むお米は玄米で購
入し、10kg単位で5分つきで精米し、胚芽の栄養分も摂取している。

(8) 農協改革

参議院本会議は2015年8月28日、全国農業協同組合中央会（JA全中）の一般社団法人化や地域農協への公認会計士監査の義務付けを柱とする農協法改正案を賛成多数で可決、同改正法が成立した。施行は16年4月。約60年ぶりに農協制度の抜本改革が実現する。

農協改革は安倍晋三政権の成長戦略の目玉の1つだった。林芳正農林水産相は28日、閣議後の会見で、同法改正の意義について、「地域農協が農業者と手をたずさえ、農業所得の向上に全力を挙げてもらうことが目的的改革」と指摘。「農業者と農協が徹底的に話し合い、地域でベストな方法を模索し、実践してもらうことが大事だ」と語った。期待したい。

JA全中を頂点とする農協制度が廃止された場合、地域への経営指導や監査の機能が低下するが、地域農協が特色を出して自立していけば良いことだと思う。

大きくなりすぎた感じはするが、うまく分割できるかどうかにより将来が見えてくるような気がする。分割がうまくいかなければ、農協は潰れてしまうと思う。

農家を過保護にしている農業政策が日本の農業を弱体化させている。農協は農業に関係ない金融業務に力を入れるのではなく、農家を支援することにもっと力を入れることを望む。産地直送などで消費者が日本産農産物を優先的に購入して農家を支援していきたい。

(9) 生協を利用（コープ自然派・らでいっしゅぼうや等）

コープ自然派も、らでいっしゅぼ一やも、独自の安全基準を設けているので安心できるが、値段が高い。自分の安全基準を決めて利用すればよいと思う。

(10) 地球一個分の生活をしよう。

地球の資源は、地球一個分しかない。生活レベルを落とし不便に甘んじることなく、地球が本来持つ生産、吸収能力の範囲内で、自然界から得られる資源を管理運用共有する。

(11) 自家菜園

有機栽培で地産地消をモットーに自家菜園を続ける。有機栽培にはもちろん保田ボカシを中心に施肥してなれた野菜づくりを自家採種（黒豆、山芋、オクラ、ゴーヤ、生姜、じゃがいも、ネギなど）で良い種を選び、孫にも安心して食べさせることができる安全で美味しい野菜をつくる。

第8章 参考文献および参考ウェブサイト

○参考文献

- TPP で激増する危ない食品 石堂徹夫著 主婦の友社
食の安全はこう守る 小倉正行 新日本出版社
●食品表示法の概要 消費者庁 平成25年6月
●食品表示のミニ知識 平成27年1月28日
神戸市保健所 東部衛生監視事務所 向 英樹
出前トーク
●食品表示 「ウィキペディア」
インターネット
●東京都生活文化局消費生活部「収穫後使用の農薬に関する調査」(その2) 2001年、
p1,P93~96

○ホームページ

世界のオルタナティブ

<http://altertrade.jp/alternatives/gmo/gmosituation>

神戸検疫所

<https://www.forth.go.jp/keneki/kobe/top.html>

Business Journal >

http://biz-journal.jp/2014/03/post_4327.html

今更聞けない TPP — なぜアメリカは ISDS 条項で負けないのか

<http://asread.info/archives/530/2>

ネオニコチノイド系農薬中止を求めるネットワーク

http://no-neonico.jp/kiso_keii/

生活と放射能と図解

<http://d.hatena.ne.jp/natsukisato/20110626/1309060071>

「食品の安全性に関する用語集(第4版) 2008年10月」 p24、

食品安全委員会ホームページ、 <http://www.fsc.go.jp/>

TPP 協定交渉について (内閣官房 TPP 政府対策本部)

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/260325setumeikaisiryou.pdf>

経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/east_asia/activity/rcep.html

JETRO(日本貿易振興機構)ホームページ

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2013/02/511c4d53e4458.html>